

消費生活情報 つうしん

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の



コンちゃん



と

シュマー君



が



民法改正による成年年齢の引き下げ

についてお知らせします。

発行：東近江市市民生活相談課

0748-24-5619 050-5801-5635

シュマー たいへんや。たいへんや。

コン どうしたの？ シュマー君。

シュマー コンちゃん、知ってるかにゃ？ 今年の4月から大人ににやる年齢が変わるんだにゃ。さっき、ニュースで聞いて、びっくりしたにゃ。

コン そうだね。18歳から成年になるんでしょ。

シュマー 大人ににゃったらさあ、スマホも買えるし、車も買えるし、にゃんでも、父ちゃんや、母ちゃんのお許しにゃして買えるんだにゃ。僕、ワクワクしてきたにゃ。

コン そうだねえ…自由な感じだね。

シュマー そこでだにゃ。僕、バイクを買おうと思うの。風を切って走るんだにゃ。カッコいいにゃ。コンちゃんどう思う？バイク、カッコいいと思わにゃい？

コン うん。そうだね、カッコいいと思うよ。

シュマー やっぱり！？

コン 確かに、今年の4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるから、18歳になったら、親の承諾なしにいろいろな契約ができることにはなる。シュマー君が言う、バイクや車、スマホや、アパートの部屋を借りることだって、自分ひとりでき

るようになる。

シュマー おおー。ひとり暮らしもいいにゃ。

コン でもね、責任も求められるんだよ。

シュマー 責任って？

コン まずは、お金。自分の名前で契約するんだから、自分で責任をもって代金を支払う必要があるでしょ。それから、大人になるまでは、未成年者取り消しといって、未成年者がひとりで勝手に契約をした場合、契約を取り消すことができるの。今まで20歳まで未成年者取り消しができたけど、4月からは、18歳から未成年者取消は、できなくなる。

シュマー にゃにゃんと！18歳から未成年者取消が、できにゃくなるのかあ。

コン そうだよ。18歳からは大人の扱いになるからね。

シュマー そっかあ。大人ににゃるには、責任が伴うんだにゃ。

コン それからね、18歳になっても、できないこともあるよ。飲酒。お酒を飲むことだね。それと喫煙。たばこも吸っちゃいけない。あと、競馬、競輪、オートレースなどの公営ギャンブルも、これまで通り、20歳になるまではできないんだ。ところで、シュマー君。バイクの件だけど、免許持ってたっけ？

シュマー (*´▽`*) エヘッ そういえば僕、免許持ってにゃいにゃ。

コン それじゃあ、バイクはお預けだね。

シュマー わかった。コンちゃん、ありがとうにゃ。

東近江市民のための消費生活相談窓口



～借金のご相談も受け付けています。お気軽に相談してください～

東近江市消費生活センターへ



〒527-8527 東近江市八日市緑町10-5 (市民生活相談課内)

◆ 相談専用電話 **0748-24-5659 050-5801-5659**

◆ 相談時間 **9:00～12:00 13:00～16:00(土・日・祝祭日・年末年始は休み)**